

## 令和7年度共同募金（令和8年度事業費） 受配要望（施設臨時費）Q&A

### <配分決定の時期について>

- Q 1 要望書の提出後、配分内定まで約1年かかるのはどうしてですか？
- A 共同募金は、社会福祉施設・団体等から要望を募集し、募金運動前に目標額を決める「計画募金」です。今年度の募金運動で集められた募金の金額を考慮し、3月に配分先を決定するため、内定のご案内まで約1年かかります。

### <配分対象法人・施設について>

- Q 2 介護保険事業を行っている施設（特養・ケアハウス・老人デイサービスセンター等）は全て配分対象外ですか？
- A 高齢者施設に限らず配分対象外となります。  
なお、ケアハウスのうち「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない施設は配分対象となります。
- Q 3 複数の事業を実施しています。施設ごとに名称があり、独立して運営している複数の施設の定員数を足して26人以上として申請することはできますか？
- A できません。「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。
- Q 4 定員26人以上の地域活動支援センターは対象になりますか？
- A 対象外となります。定員に関係なく「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。
- Q 5 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく定員25人以内の事業所はなぜ配分対象外となるのでしょうか？
- A 全県的な地域福祉の観点から、利用者人数が少ない施設に対して上限250万円で配分することが難しいことが理由です。当該事業所については「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。
- Q 6 本配分を定員25人以内の施設に案内するにあたり、定員と実際の人員の数が異なる施設に対しては、どのように判断すればよいのでしょうか？
- A 原則として定員によりご判断ください。
- Q 7 既設の社会福祉法人が運営する、事業開始後1年未満の新設の社会福祉施設は配分対象になりますか？
- A 設立後1年以上の法人であれば配分対象となりますが、臨時費として配分する観点から、既設の社会福祉施設に比べて施設の補修や備品整備等の緊急度は低いと考えられ、配分の優先順位は低くなります。

Q 8 社会福祉事業団が運営する施設や、公設民営の施設は配分対象になりますか？

A 県・市社会福祉事業団は社会福祉法人ではありますが、県・市の出資金・補助金等の公的支援により運営されていることから、民間社会福祉施設とは区分して考えるものとし、配分対象外としています。  
なお、公設民営の施設も同様の理由から配分対象外とします。

Q 9 配分実施細則第4条(3)「その他、社会福祉を目的とする事業を行う施設で配分委員会が認めた施設」とは、どのような施設を指しますか？

A 各地域においてその他に該当すると考えられる施設がある場合は、県共募までお問い合わせください。

Q10 株式会社が運営する社会福祉事業所は配分対象になりますか？

A 対象外となります。中央共同募金会の「共同募金助成方針」にて、「当該活動が、営利活動（中略）のための手段として行われているもの」は配分の対象としないと明記されています。

Q11 同一法人内に配分対象となる施設が3施設ありますが、3施設全てから管内の各共同募金委員会へ要望書を提出することは可能ですか？

A 配分財源に限りがあるため、要望書を提出するのは同一法人から1施設としてください。特に財政状況が厳しい施設や、必要性・緊急性が高い事業が優先されます。

#### <車両購入について>

Q12 車両購入における事業費総額は、税金等を含んだ金額ですか？

A 事業費総額は、見積書に「車両本体価格」として記載された金額のみとなります。税金及びオプション、手続き代行等の諸費用は一切認められません。なお、値引きがある場合は、車両本体価格から値引きした金額を事業費総額としてください。

Q13 マイクロバス等の「等」はどんなものを指しますか？

A 福祉車両またはおよそ400万円を超える車両を指します。

#### <要望書の提出について>

Q14 法人本部と申請する施設が異なる市町に所在する場合、どちらの共同募金委員会に書類を提出したらよいのでしょうか？

A 施設臨時費は法人単位ではなく各施設に対する配分であるため、当該施設の所在地の共同募金委員会へ書類を提出してください。

Q15 添付する見積書（1社分の写）について、商談メモ・取引メモ等の写でも

よいのでしょうか？

- A 正式な見積書ではないもの（商談メモ・取引メモ等）は認めません。なお、工事を施工する場合は、規模・構造等を記入した平面図および状況の分かる写真や画像を提出してください。

### <事業の実施について>

- Q16 共同募金会からの配分金が交付される前に、施設で立て替えて業者に代金を支払うことは可能ですか？

A 不可としています。共同募金の趣旨から、施設の財政面等を考慮した上で配分を内定していますので、配分金交付後に業者に支払ってください。

- Q17 配分内定後に3社以上の見積りを実施した結果、事業費総額の3/4の額が配分内定額よりも1万円以上安くなりました。この場合、配分金交付申請額は配分内定額から変更になりますか？

A 変更になります。3社見積り後に確定した事業費総額の3/4の額（1万円未満切捨て）が申請額となります。

- Q18 配分内定後に配分金の用途を変更することは可能でしょうか？

A 配分内定後の用途変更は認められません。なお、車両メーカーや車種の変更（同じグレードの車両に限る）、工事内容の一部変更については、用途変更の申請をしていただき、県共募で審査の上、認める場合があります。

- Q19 県内の寄付者に対するPRについて、どのような方法がありますか？

A 原則、物品への受配シールの貼付、車両への受配表示、施設玄関等へ受配した旨の表示を行っていただきます。また、HPや広報紙等における紹介、地域住民が参加する行事・交流事業における周知等があります。本会マスコットキャラクター「あかはねちゃん」や赤い羽根ロゴマークの画像もご活用ください。

「あかはねちゃん」

共同募金ロゴマーク・赤い羽根

